

京都市建築法令実務ハンドブック 法改正等に伴う読み替え表

項目	場所	旧	新	理由
総 2 - 2	解釈 (5)	(5) <u>婦人保護施設</u>： <u>売春防止法第 3 6 条</u> に規定されている施設 (以下表) <u>婦人保護施設</u> <u>要保護女子（性行又は 環境に照らして売春 を行うおそれのある 女子）を収容保護する 施設</u>	(5) <u>女性自立支援施設</u>：<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 1 2 条</u>に規定されている施設 (以下表) <u>女性自立支援施設</u> <u>配偶者からの暴力や 家庭環境の破綻、生活 の困窮など様々な事情により日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を保護する施設</u>	売春防止法第 3 6 条の削除及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 5 条の改正 (R 6)
集 2 - 4	例示 1	<u>婦人保護施設</u>	<u>女性自立支援施設</u>	
単 7 - 3	解釈の表 解説の注	平成 1 2 年建告第 1 4 3 6 号第 4 号 <u>三</u>	平成 1 2 年建告第 1 4 3 6 号第 4 号 <u>ハ</u>	平成 1 2 年建告第 1 4 3 6 号の改正に伴う京都市告示の改正 (R 6)
単 8 - 1	解釈 2 本文	令第 1 2 6 条の 4 第 2 号	令第 1 2 6 条の 4 <u>第 1 項</u> 第 2 号	建築基準法施行令第 1 2 6 条の 4 の改正 (R 6)
	解釈 3 本文	令第 1 2 6 条の 4 第 4 号	令第 1 2 6 条の 4 <u>第 1 項</u> 第 4 号	

令和 7 年 4 月 1 日追加

項目	場所	旧	新	理由
総 2 - 7	解釈	5 0 c c、0. 6 k W 以下	<u>総排気量 5 0 c c (二輪のものうち、構造上出することができる最高出力が 4. 0 k W 以下の原動機を有するものは、1 2 5 c c)、定格出力 0. 6 k W 以下</u>	道路交通法施行規則第一条の二の改正 (R 7)
単 4 - 6	解釈 2	法第 2 7 条で求められる 警報設備は、住宅で一般的な連動型警報機能付感知器 (受信機なし) は指定されておらず、受信機が必要となる自動火災報知設備又は受信機付き特定小規模施設用自動火災報知設備のいずれかに限られている。 警報設備の構造方法及び設置方法については、令和元年国交告第 1 9 8 号を参照のこと。また、「消防用設備等運用基準 (京都市消防局) 基準 2 4 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準」も参考とされたい。	法第 2 7 条で求められる警報設備の構造方法及び設置方法については、令和元年国交告第 1 9 8 号を参照のこと。また、「消防用設備等運用基準 (京都市消防局) 基準 2 4 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準」も参考とされたい。	令和元年国交告第 1 9 8 号の改正 (R 7)、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の改正 (R 6)、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の改正 (R 6) 及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の改正 (R 6)
単 7 - 4	解釈 1 Q A 1、2	平成 1 2 年建告第 1 4 3 6 号第 4 号 <u>三</u>	平成 1 2 年建告第 1 4 3 6 号第 4 号 <u>へ</u>	平成 1 2 年建告第 1 4 3 6 号の改正 (R 6)
	解釈の表	(<u>3</u>) 居室	(<u>4</u>) 居室	
	解釈の表	(<u>4</u>) 居室	(<u>5</u>) 居室	

雑 1 - 1	解釈 1	法 6 条第 1 項第 1 号 <u>から第 3 号まで</u>	法 6 条第 1 項第 1 号 <u>又は第 2 号</u>	建築基準法第 6 条及び建築基準法施行令第 1 4 6 条の改正（R 7）
		第 1 8 条第 2 項	第 1 8 条第 2 項 <u>若しくは第 4 項</u>	
	解釈 1 の表	エレベーター	エレベーター <u>（※ 3）</u>	
		（追加）	<u>※ 3 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして令和 6 年国交告第 1 1 4 8 号で定めるものは除く。</u>	
	Q A 3	法 6 条第 1 項第 1 号 <u>から第 3 号まで</u>	法 6 条第 1 項第 1 号 <u>又は第 2 号</u>	
	Q A 4	法 6 条第 1 項第 <u>4</u> 号	法 6 条第 1 項第 <u>3</u> 号	
雑 1 - 2	Q 1	<u>4</u> 号建築物（法第 6 条第 1 項第 <u>4</u> 号）	<u>3</u> 号建築物（法第 6 条第 1 項第 <u>3</u> 号）	建築基準法第 6 条の改正（R 7）
	A 1	<u>4</u> 号建築物	<u>3</u> 号建築物	
雑 3 - 2	解釈 1	（第 5 節 （防火地域） を除く。）	（第 5 節 <u>及び第 8 節</u> を除く。）	自動ラックを設置する倉庫における床面積の算定に係る運用について（令和 6 年 6 月 2 8 日国住街第 4 4 号）
		当該部分の高さ <u>5 m</u> ごとに床があるものとして算定する。	当該部分の高さ <u>8 m</u> ごとに床があるものとして算定する。 <u>ただし、これにより算定した当該部分の床面積を含めた延べ面積が 3, 0 0 0 m² 以下であるものについては、当該部分の高さ 5 m ごとに床があるものとして算定する。</u>	
条 1 - 6	解釈 2 の表 （第 1 号）	<u>宅地造成工事規制区域内</u> における宅地造成工事 <u>や</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）</u> における宅地造成 <u>等に関する工事又は</u>	宅地造成及び特定盛土等規制法の改正（R 5）及び京都市建築基準条例第 7 条の

		<u>宅地造成等</u> 規制法第8条第1項／都市計画法第29条第1項	<u>盛土</u> 規制法第12条第1項、 <u>第30条第1項</u> ／都市計画法第29条第1項	改正（R6）
解釈2の表 （第4号）		<u>宅地造成等</u> 規制法施行令に規定されている <u>土質と勾配の関係を満足することを調査により確認できる場合。</u>	<u>盛土</u> 規制法施行令に規定されている <u>次のいずれかの条件に該当する場合。</u> ・ <u>土質と勾配の関係を満足することを調査により確認できる場合。</u> ・ <u>土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合。</u>	
		<u>宅地造成等</u> 規制法施行令第6条第1項第1号イ及びロ	<u>盛土</u> 規制法施行令第8条第1項第1号イ及びロ	
解釈2の表 （第5号）		<u>宅地造成等</u> 規制法施行令別表1	<u>盛土</u> 規制法施行令別表1	
QA5		<u>宅地造成等</u> 規制法施行令	<u>盛土</u> 規制法施行令	
		【 <u>宅地造成等</u> 規制法施行令第6条第1項第一号】	【 <u>盛土</u> 規制法施行令第8条第1項第一号】	
		第6条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、 <u>次のとおり</u> とする。	第8条 <u>盛土規制法</u> 第13条第1項の政令で定める <u>宅地造成に関する工事の</u> 技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、 <u>次に掲げるもの</u> とす	

		一 切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。	る。 一 切土又は盛土（第3条第4号の <u>盛土及び同条第5号の盛土又は切土</u> を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。	
	Q A 5 の表	【 <u>宅地造成等</u> 規制法施行令別表第1（第 <u>6</u> 条関係）】 ※ 安定計算等については、「 <u>宅地</u> 防災マニュアルの解説（ <u>宅地</u> 防災研究会）」を参照。	【 <u>盛土</u> 規制法施行令別表第1（第 <u>8</u> 条関係）】 ※ 安定計算等については、「 <u>盛土等</u> 防災マニュアルの解説（ <u>盛土等</u> 防災研究会）」を参照。	
	Q A 9	・ <u>宅地造成工事規制区域内</u> における宅地造成工事によるもの	・ <u>盛土規制法</u> における宅地造成 <u>等に関する</u> 工事によるもの	
他3－1	解釈の表		下表1	産業集積特別工業地区建築条例の制定（R5）及び外環状線等沿道特別用途地区建築条例の制定（R5）
他3－2	解釈の表		下表2	らくなん進都産業集積地区条例の改正（R5）

表 1 (HB 他 3 - 1)

条例	適用方法
外環状線等沿道特別用途地区建築条例	【条例第 4 条第 1 項における適用】 敷地の過半が外環沿道特別用途地区内にあるときは、建築物の全部について、第 4 条第 1 項の規定を適用する。 【条例第 4 条第 2 項及び別表における適用】 敷地内の全部の建築物について、敷地に含まれる区域に関する別表の右欄の規定を適用する。
産業集積特別工業地区建築条例	敷地内の全部の建築物について、敷地に含まれる区域に関する別表の右欄の規定を適用する。

表 2 (HB 他 3 - 2)

条例	地区	適用方法
らくなん進都産業集積地区建築条例	第一種地区 第二種地区 <u>第三種地区</u> <u>第四種地区</u> <u>第五種地区</u> <u>第六種地区</u> <u>第七種地区</u>	当該建築物の全部について、当該敷地の過半の属する区域に関する別表の右欄の規定を適用する。 【建築物の敷地が第三種地区とそれ以外の区域にわたる場合】 第三種地区の規定を適用する。 【建築物の敷地が第五種地区及び第六種地区の区域又は第五種地区、第六種地区及び第七種地区の区域にわたる場合】 第六種地区の規定を適用する。 【建築物の敷地が第五種地区と第七種地区の区域にわたる場合（前号に該当する場合を除く。）】 第七種地区の規定を適用する。 【上記以外の場合】 当該敷地の過半の属する区域の規定を適用する。